

平成 18 年信託法と民事信託

筑波大学 新井 誠

1 本来的な信託の仕組み

(1) 基本構造

- ① 委託者から受託者への財産の移転 → 財産分離による財産管理制度（民法の財産管理制度との差異）
- ② 受託者の権利義務の規制 → 信託法は受託者規制法
- ③ 受益者の保護

(2) 転換機能

- ① 長期的管理機能 ← 遺言信託
意思凍結機能
受益者連続機能
受託者裁量機能
利益分配機能
- ② 集団的管理機能
- ③ 私益財産から公益財産への転換機能
- ④ 倒産隔離機能

(3) 実際の信託業務

- ① 信託銀行が受託者
- ② 自益信託
- ③ 受託者の裁量権なし
- ④ 金融商品

2 平成 18 年改正信託法の内容

(1) 法務省の説明

- ① 受託者の義務の「合理化」
- ② 受益者の権利行使の強化
- ③ 新たな信託類型の創設

(2) 背景事情

- ① 規制緩和
- ② 証券化・流動化の促進
- ③ 付帯決議の無視

3 平成 18 年改正信託法の問題点 ←民事信託の留意点

(1) 信託の実質の軽視

- ① 財産権の移転
- ② 効力の発生
- ③ 地位の兼併

(2) 受託者の義務の任意法規化

- ① 善管注意義務
- ② 忠実義務
- ③ 自己執行義務
- ④ 信託業法との不一致

(3) 新たな信託類型

- ① 信託宣言（自己信託）
- ② 事業信託
- ③ 目的信託
- ④ 限定責任信託
- ⑤ 受益証券発行信託
- ⑥ 遺言代用信託・後継ぎ遺贈型受益者連続信託

(4) 平成 18 年改正信託法の狙い

- ① 商事信託重視
- ② 民事信託無視

(5) 公益信託

4 今後の対応

(1) 解釈論

- ① 信託の実質の確保
 - (1) 財産権の移転

- (2) 効力の発生
 - (3) 地位の兼併
 - (4) 善管注意義務
 - (5) 忠実義務
 - (6) 自己執行義務
- ② 利用者の視点＝付帯決議の実現

(2) 実践論

- ① 民事信託の担い手の拡充
- (1) 信託業法上の規則
 - (2) 信託業界
 - ・ 信託銀行
 - ・ その他
 - (3) 弁護士会
 - (4) 司法書士会
- ② 民事信託の利用促進
- (1) 遺言信託
 - (2) 成年後見との連携

(3) 民事信託の具体的活用法

- ① 不動産管理信託
- ② 信託利用不動産担保年金式融資
- ③ 老人ホームの信託
- ④ 特別障害者扶養信託
- ⑤ 遺言信託
- ⑥ 遺言執行

(4) 民事信託のニーズ別活用法

- ① 保全
- ② 管理
- ③ 活用
- ④ 承継
- ⑤ 杉並区老女失踪事件
- ⑥ 親亡き後対策
- ⑦ 後継ぎ遺贈